

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金借受者の留意事項等

【貸付内容】

- ◆高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、養成機関に入学する方や養成機関修了後に資格を取得し、1年以内に「取得した資格が必要な業務」に従事し、栃木県内で引き続き5年間当該業務に従事する意思がある方の貸付制度です。

【返還の債務の当然免除】

- ◆借受者が次に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除することができます。
 - ① 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、栃木県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき。

【貸付要件を証する書類の提出】

- ◆借受者は、訓練促進資金の契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときには、当該各号に掲げる書類を会長に提出しなければなりません。
 - ① 養成機関に在学している場合
養成機関に在学していることを証する書類及び成績証明書又は履修証明書
 - ② 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、栃木県内において、取得した資格が必要な業務に従事しているとき
就業証明書（別記様式第20号）
- ◆上記に掲げる提出する書類は、10月1日現在もの及び3月1日現在もの年2回とし、次に定める期限までに提出しなければなりません。
 - 10月1日現在のもは10月20日まで
 - 3月1日現在のもは3月20日まで

【変更届等】

- ◆借受者は、次の各号のいずれかに該当するときには、当該事由が発生してから2週間以内に当該各号に掲げる届出書により会長に届け出なければなりません。
 - ① 借受者又は連帯保証人の住所又は氏名の変更があった場合
→住所（氏名）変更届（別記様式第5号）
 - ② 養成機関を退学した場合→退学届（別記様式第6号）
 - ③ 養成機関を留年し、若しくは休学し、又は停学の処分を受けた場合
→留年（休学・停学）届（別記様式第7号）
 - ④ 養成機関に復学した場合→復学届（別記様式第8号）
 - ⑤ 業務従事先を休職した場合→休職届（別記様式第9号）
 - ⑥ 業務従事先に復職した場合→復職届（別記様式第10号）
- ◆借受者は、連帯保証人を変更しようとするときは、新たに連帯保証人となる者の印鑑証明及び直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）、源泉徴収票の写等）を添えて連帯保証人変更届（別記様式第11号）を会長に提出しなければなりません。

【留意事項】

1 貸付契約の解除

- (1) 借受者が訓練促進資金の契約期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付契約を解除することができるものとします。
 - ① 高等職業訓練促進給付金受給資格が喪失したとき、又は高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき

- ② 訓練促進資金の貸付けを辞退したとき
- ③ その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき。なお、この場合、次に掲げる事項の1に該当する場合をいいます。
 - ア 養成機関を退学したとき
 - イ 心身の故障のため養成機関修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ウ 死亡したとき
 - エ その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 借受者が訓練促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとします。
- (3) 借受者は、貸付契約の解除の申し出をしようとするときは、契約解除申出書（別記様式第14号）を会長に提出しなければなりません。

2 返還

- (1) 借受者が、次の各号の1に該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければなりません。ただし、繰り上げて返還することを妨げません。
 - ① 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき
 - ② 借受者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第10条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき
 - ③ 借受者が、第10条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
 - ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (2) 上記の会長が定める期間とは、5年間とします。
- (3) **返還の方法**
 返還は、次に掲げる返還方法とし、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会所定の払込取扱票を用いて最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局（日本郵便株式会社）に払い込むものとします。
 - ① 月 賦 返 還 毎月末までに均等返還するもの
 - ② 半年賦返還 毎年6月末及び12月末までに均等返還するもの
 - ③ 一 括 返 還 繰り上げて返還する事由の発生した月の翌月末までに一括返還するもの
- (4) 振り込みに係る「振込手数料」は、借受者が負担するものとします。

3 延滞利子

- (1) 借受者が正当な理由がなくて訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとします。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができます。

4 管轄裁判所の合意

- ◆公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会と借受者又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。